

盛岡広域振興局長告示第91号

特定猟具使用禁止区域の指定（平成24年盛岡広域振興局長告示第85号）で告示した紫波町水分特定猟具使用禁止区域の区域を次のとおり変更した。

平成28年10月21日

盛岡広域振興局長 浅 沼 康 揮

変更後の紫波町水分特定猟具使用禁止区域の区域 紫波郡紫波町地内の主要地方道盛岡和賀線と町道古館駅線との交点を起点とし、起点から主要地方道盛岡和賀線を南西に進み町道和田線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み町道日詰水分線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道西部開拓線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み町道古館駅線との交点に至り、同点から同町道を東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域